

money

ライフプランアドバイザーガ 教える



20歳になったら全員加入しなければいけない国民年金。“将来もらえるかどうかわからない…”などと思わないで、きちんと加入しましょう。年金は老後のためだけではなく、今の暮らしを守るためにも必ず加入しておかなければいけない大切なものです。年金には、老齢年金だけでなく、万が一自分が障害を負ってしまったときに支給される「障害年金」や一家の家計の担い手(夫など)が不幸にも亡くなってしまった場合に残された遺族に対して支給される「遺族年金」があります。国民年金に加入していないければ、これらの年金を受給できなくなってしまいます。私たちの暮らしに深く関わる年金制度をきちんと知って、もしもの備えを準備しましょう。



学生の年金保険料は、支払いが猶予できる

20歳を過ぎたら国民年金加入！とは言っても、まだ働いてもいない学生に毎月の保険料は負担でしょう。そんなときは、「国民年金の学生納付特例」を申請しましょう。申請している期間は保険料の納付が猶予され、猶予期間中に万が一障害を負ってしまったとしても、障害基礎年金を受け取ることができます。また、猶予期間は将来の年金額には反映されませんが、年金受給に必要な加入期間として算入されます。もちろん自分が働くようになってから、保険料の追納をすることもできます。

申請先は、市区町村です。一部の在学する大学等の窓口でも可能です。申請は毎年必要なので忘れないようにしましょう。



DEKO 編集部行き



●ご意見・感想・身近な話題・クイズの答えなどお寄せください。

キリトリ

(フリガナ) おなまえ	実名での掲載を希望されない方は ベンネーム ()	ご利用形態
〒 - おところ		電話番号 - -

宛 先

〒509-0197 各務原市鵜沼各務原町1丁目4番地1 コープざふ DEKO 編集部
FAX 058-370-6860 E-mail yohtubo@tcoop.or.jp
(※住所は省略いただいて也可)

家計を見直す マイナーディア

vol.18

公的年金(その1)

LPA アドバイス 年金保険料が払えなくても、「免除」制度がある

経済状況の悪化や年金不信などを背景に、国民年金保険料の納付率は下がってきてますが、年金保険料の滞納はリスクが大きいのでやめましょう。滞納している間は「未納期間」となり、障害年金や遺族年金を受給できなくなる可能性があるからです。保険料の支払いが厳しい場合は、きちんと免除などの申請をすることが大切です。

前年の所得が少なく国民年金保険料の支払いができないとき、申請して認められると保険料は「免除」となります。免除は、所得によって保険料の全額、4分の3、2分の1、4分の1に分かれています。免除期間も年金の受給に必要な加入期間に算入される上、国庫負担があるので将来の年金額へも反映されます。保険料の支払いが難しいときは、未納のままにせず、市区町村の窓口へ相談してみましょう。



「受給資格期間が足りない！！」 そんなときのお助け制度

年金を受給するために必要な加入期間は原則25年。国民年金の保険料を納付した期間だけでなく、猶予期間や免除期間、厚生年金保険の加入期間などをすべて合算した期間が25年あれば、老齢年金を受給することができます。

国民年金の加入資格は「60歳になるまで」ですが、60歳になるまで加入しても25年に満たない場合は、さらに60歳から70歳まで「任意加入」することもできます。また、受給資格期間を満たしている場合でも、年金額を増やすために任意加入をすることも可能ですが、年金額を増やす任意加入ができるのは、60歳から64歳までの間です。

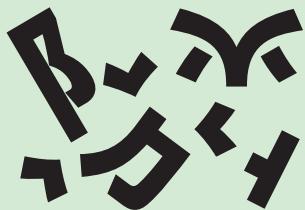
今月の クイズ

完成した熟語は？

--	--

●8月号のクイズの答え
海水浴 (かいすいよく)

漢字の破片を2つの漢字になるよう枠にあてはめてください。



クイズに応募いただいた中から抽選で10名の方に粗品を進呈いたします。
当選者の発表は発送をもってかえさせていただきます。

クイズの応募お便り募集

■はがき・FAX・メールで以下の項目をご記入のうえ上記宛先までお送りください。

①クイズの答え (クイズのみの応募も可) ②身近な話題 ③読んだ記事名とその感想 ④しゃべっ茶 oh と料理への投稿 ⑤〒番号・住所・氏名・年齢 (差し支えなければ)・電話番号

※②の身近な話題、④の投稿は、発信往来、しゃべっ茶 oh、料理のコーナー等で紹介させていただくことを前提にさせていただくため、採用に際して、投稿者へのご連絡は行いませんのでご了承ください。匿名やベンネームなどを希望される方は、お名前のところにその旨を記載いただければ結構です。

お知らせ



と料理のテーマ

募集

は13ページをご覧ください。

今月号の応募締切 2012年9月10日(必着分)